

東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

「平成 28 年 6 月 8 日」
「大学運営会議制定」

(目的)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学競争的資金等規程（以下「競争的資金等規程」という。）第 5 条第 3 項に基づき、東北文化学園大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の防止及び研究活動の不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

2 不正行為とは、研究活動上における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿及びオーサーシップ等
他の学術雑誌等に既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の研究倫理に反する行為。
- (5) その他 研究費の不正使用等の法令や関係規則に違反すること。

3 研究者等とは、本学の教職員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

4 学部長等とは、研究科長、医療福祉学部長、総合政策学部長及び科学技術学部長をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は講習会等を定期的に受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を保存義務期間（論文発表後5年間）適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（不正防止計画書の作成）

第4条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、競争的資金等規程第5条第1項及び第2項に基づき、不正行為の事前防止のための取組みとして不正防止計画書を作成する。

2 前項に規定する不正防止計画書の基本事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争的資金等の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関する事項
- (2) 不正発生要因に対する改善策に関する事項
- (3) 行動規範及び研究倫理教育の策定等に関する事項
- (4) その他不正防止計画に関し必要な事項

（不正防止計画の実施）

第5条 不正防止計画推進者は、前条で作成した不正防止計画書に基づき不正防止の計画を実施しなければならない。

2 不正防止計画推進者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告し、報告内容が不適当と認める場合には、不正防止計画推進者に対し改善を求めることができるものとする。

（不正防止計画の運営及び管理）

第6条 最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行なわれないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

（研究倫理教育）

第7条 最高管理責任者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は講習会を定期的実施しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の研修又は講習会の実施について、東北文化学園大学研究倫審査委員会に付託する。

（誓約書の提出）

第8条 研究者等は、研究活動に係る関係法令及び本学諸規程の内容を遵守し、不正行為を行わない旨を誓約した所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

2 誓約書を提出しない研究者等は、学内外の研究費等の申請並びに運営及び管理に携わることができないものとする。

（相談窓口）

第9条 不正行為及びその防止に関する学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、競争的資金等規程第7条に規定する相談窓口とする。

(通報窓口)

第10条 不正行為に関する学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）に対応するため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程第4条に規定する通報・相談窓口教職員とする。

3 通報窓口は、通報等を受けた場合は、速やかに最高管理責任者及び不正防止計画推進者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、競争的資金等規程第10条第2項の規定により、調査の必要がないと判断した場合、当該報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の職員の義務)

第11条 通報窓口の職員は、通報等を行った者（以下「通報者」という。）の秘密の厳守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は、通報等を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

(守秘義務)

第12条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。本学の教職員でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者、学部長等及びその他の関係者は、通報者、被通報者、通報等の内容、調査内容及び調査経過について、調査が完了し調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏れいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者又は学部長等は、当該通報等に係る事案が外部に漏れいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得ることにより、調査中にかかわらず、当該調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏れいしたときは当該者の了承は不要とする。

4 最高管理責任者、学部長等及びその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第13条 学部長等は、通報等をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人東北文化学園大学就業規則（以下「就業規則」という。）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報等したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。

（被通報者の保護）

第14条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者に対する、研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく通報等）

第15条 何人も、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等（以下「悪意に基づく通報等」という。）を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

（通報等の調査）

第16条 最高管理責任者は、競争的資金等規程第10条に規定する調査委員会（以下「調査委員会」という。）に調査（以下「本調査」という。）の指示を出すことができる。調査委員会は30日以内に本調査を実施しなければならない。

2 調査委員会は、本調査の対象者に対して関係資料その他本調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

3 調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

4 調査委員会は、通報等された事案に係る資金配分機関等から、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等の要望があった場合は、調査に支障があるなど正当な事由がある場合を除き、これに応じなくてはならない。

(本調査の方法)

第17条 調査委員会は、通報等された行為が行われた可能性、通報等の際に示された科学的理由の論理性、通報等の内容とその他必要と認める事柄について本調査を行う。

2 調査委員会は、通報等を受ける前に取り下げられた論文等に対する通報等について本調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

3 本調査の対象として、通報等された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(本調査結果の報告等)

第18条 調査委員会委員長は、本調査開始日から起算して3ヶ月以内に、本調査結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、調査委員会を設置しない場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。

(証拠の保全)

第19条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報等された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外であるときは、調査委員会は、通報等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第20条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、通報等された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

2 前項の求めがあったときは、調査委員会は、中間報告書を取りまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

3 調査委員会は、第18条第1項に規定する期間内に本調査が完了しない場合であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に報告しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第21条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第22条 調査委員会の調査において、被通報者が通報等された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において当該研究活動が科学

的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等についても適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定の方法)

第23条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとし、最高管理責任者へ報告するものとする。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正行為の認定を行うものとし、最高管理責任者へ報告するものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。また、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、保存義務期間の範囲に属する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。
- 4 被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責めによらない事由により、前項後段に規定する、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の本来存在すべき基本的要素の不足が生じたものと認められるときは、当該基本的要素が不足することをもって直ちに不正行為と認定することはできない。また、当該基本的要素の不足理由が保存義務期間を超えることによるものである場合も同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第24条 最高管理責任者は、速やかに、調査委員会の調査結果(認定を含む)を通報者、被通報者及び被通報者のほかに不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果(認定を含む。)を通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加え、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にも調査結果を報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等との認定があった場合、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(再調査)

第25条 競争的資金等規程第14条第3項により不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続の打切りを決定することができる。その場合には、調査委員会は、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立人に対し、

その決定を通知するものとする。

- 3 原則、50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- 5 同一理由による不服申立てはできないものとする。

第 25 条の 2 競争的資金等規程第 14 条第 2 項により不服申立てがあった場合、前条により再調査の決定をした場合又は不服申立てを却下した場合には、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第 26 条 最高管理責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報等を受ける前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報等と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査中における一時的措置)

第 27 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者が通報等を受けた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第28条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、速やかに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第29条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して実施した研究費の支出停止を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分等)

第31条 最高管理責任者は、通報等が悪意に基づくものと認定された場合であって、通報者が本学の教職員の場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、処分等の適切な措置を講ずる。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(学外者への措置)

第32条 最高管理責任者は、不正行為等を行った又は関与したと認定された研究者等が学外者である場合、学外者の所属する機関の長と協議の上、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。

(監査体制)

第33条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対して、学校法人東北文化学園大学内部監査規程(以下「監査規程」という。)第5条に規定する内部監査室は、監査規程及び学校法人東北文化学園大学内部監査実施細則に基づき、適宜適正な監査を行うものとする。

(庶務)

第34条 この規程に関する庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行日をもって、東北文化学園大学における競争的資金等の不正行為に関する規程（平成19年11月7日大学運営会議制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年7月3日から施行する。